

2023年8月18日

お客さま各位

呉信用金庫

当座勘定規定改定のお知らせ

平素より、呉信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当金庫では、ことら送金サービスの取扱い開始に伴い、平日夜間や土日祝日等においても、個人のお客さま（法人や個人事業主のお客さまは除きます）にご開設いただいております当座預金への入金が可能となります。これに伴い、当座勘定規定を以下のとおり改定致します。

なお、改定日以前にご契約いただいているお客さまにおかれましても、改定後の規定が適用されますので、ご了承ください。

記

1. 改定する規定

- (1) 当座勘定規定
- (2) 当座勘定規定（専用約束手形口用）

2. 改定日

2023年8月23日（水）

3. 改定内容

改定する規定内における「支払の範囲」条項において、次の条項を追加致します。詳細につきましては新旧対照表をご参照ください。

改定する条項	追加する条項
支払の範囲（※）	呈示された手形、小切手等は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振り込まれた支払資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により、15時以降に振り込まれた資金を支払いに充当できるものとします。万一、それにより損害が発生した場合でも当金庫は責任を負わないものとします。

※ 当座勘定規定第9項、当座勘定規定（専用約束手形口用）第10項

以上

当座勘定規定

新 旧 対 照 表

改 定 後	改 定 前
<p style="text-align: center;">当座勘定規定</p> <p>1. (当座勘定への受入れ) ～ 8. (手形、小切手用紙) 省略</p> <p>9. (支払の範囲)</p> <p>(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>(2) <u>呈示された手形、小切手等は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振り込まれた支払資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により、15時以降に振り込まれた資金を支払いに充当できるものとします。万一、それにより損害が発生した場合でも当金庫は責任を負わないものとします。</u></p> <p>(3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p> <p>10. (支払の選択) ～ 29. (規定の変更) 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>	<p style="text-align: center;">当座勘定規定</p> <p>1. (当座勘定への受入れ) ～ 8. (手形、小切手用紙) 省略</p> <p>9. (支払の範囲)</p> <p>(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p> <p>10. (支払の選択) ～ 29. (規定の変更) 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>

当座勘定規定（専用約束手形口用）

新 旧 対 照 表

改 定 後	改 定 前
<p>当座勘定規定（専用約束手形口用）</p>	<p>当座勘定規定（専用約束手形口用）</p>
<p>1.（当座勘定への受入れ） ～ 9.（手数料） 省略</p> <p>10.（支払の範囲）</p> <p>(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>(2) <u>呈示された手形等は、呈示日の15時まで</u>に当座勘定に受入れまたは振り込まれた支払資金により支払います。<u>ただし、当金庫の裁量により、15時以降に振り込まれた資金を支払いに充当できるものとします。万一、それにより損害が発生した場合でも当金庫は責任を負わないものとします。</u></p> <p>(3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p> <p>11.（支払の選択） ～ 26.（規定の変更） 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>	<p>1.（当座勘定への受入れ） ～ 9.（手数料） 省略</p> <p>10.（支払の範囲）</p> <p>(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p> <p>11.（支払の選択） ～ 26.（規定の変更） 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>